

新旧対照表

2023年1月27日改正

上場有価証券等書面

(下線部変更)

新	旧
<p>■レバレッジ型、インバース型ETF及びETNのお取引にあたっての留意点</p> <p>上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型のETF及びETN（※4）のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レバレッジ型、インバース型のETF及びETNの価額の上昇率・下落率は、2営業日以上の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。 ・上記の理由から、レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。 ・レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくはカスタマーセンター等にお尋ねください。 <p>※4 「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し1日に一度価額が算出される上場有価証券等（以下「ETF」といいます。）及び指数連動証券（以下「ETN」といいます。）が含まれ、ETF及びETNの中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が+（プラス）1を超えるものを「レバレッジ型」といい、-（マイナス）のもの（マイナス1倍以内のものを含みます。）を「インバース型」といいます。</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

反社会的勢力ではないことの確約に関する同意

(下線部変更)

新	旧
(1) 現在、 <u>暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者・暴力団準備構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等・その他これらに準ずる者の反社会的勢力</u> に該当せず、かつ将来にわたっても該当いたしません。	(1) 現在、 <u>暴力団員・暴力団準備構成員・総会屋等の反社会的勢力</u> に該当せず、かつ将来にわたっても該当いたしません。

証券総合取引約款

(下線部変更)

新	旧
(削除)	第 68 条 (特定投資家の取扱い)
第 68 条 (非居住者等) (変更なし)	第 69 条 (非居住者等) (省略)
第 69 条 (この約款における免責事項) 当社は、次の各号に掲げる場合により生じたお客様の損害および損失については、その責任を負わないものといたします。ただし、当社の故意または重大な過失によりお客様に生じた損害についてはこの限りではありません。 (1)～(15) 変更なし)	第 70 条 (この約款における免責事項) 当社は、次の各号に掲げる場合により生じたお客様の損害および損失については、その責任を負わないものといたします。ただし、当社の故意または重大な過失によりお客様に生じた <u>直接</u> の損害についてはこの限りではありません。 (1)～(15) 省略)
第 70 条 ↳ 第 75 条	第 71 条 ↳ 第 76 条
附 則 (2023 年 1 月 27 日変更) <u>この約款は、2023 年 1 月 27 日よりお客様とのお取引に適用します。</u>	(新設)

外国証券取引口座約款

(下線部変更)

新	旧
<p>第 22 条 (免責事項) 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。 (1)～(2) 変更なし) (3) 当社がお客様のログイン ID、パスワード、取引暗証番号等の一致を<u>相当の注意をもって確認した上で、相違ないものと認めて、または本人確認書類等による確認のうえ、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</u></p>	<p>第 22 条 (免責事項) 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。 (1)～(2) 省略) (3) 当社がお客様のログイン ID、パスワード、取引暗証番号等の一致を確認した上で、相違ないものと認めて、または本人確認書類等による確認のうえ、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</p>
<p>附 則 (2023 年 1 月 27 日変更) この約款は、2023 年 1 月 27 日より申込者とのお取引に適用します。</p>	<p>(新設)</p>

株式等振替決済口座管理約款

(下線部変更)

新	旧
<p>第 39 条 (免責事項) 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 (1) <u>第 31 条第 1 項</u>による届出の前に生じた損害 (2)～(4) 変更なし) (5) 前号の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、または<u>第 25 条</u>による配当金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 (6) <u>第 38 条</u>の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</p>	<p>第 39 条 (免責事項) 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 (1) <u>第 36 条第 1 項</u>による届出の前に生じた損害 (2)～(4) 省略) (5) 前号の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、または<u>第 24 条</u>による配当金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 (6) <u>第 43 条</u>の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</p>
<p><u>附 則 (2023 年 1 月 27 日変更)</u> <u>この約款は、2023 年 1 月 27 日よりお客様とのお取引に適用します。</u></p>	<p>(新設)</p>

特定口座上場株式等保管委託約款

(下線部変更)

新	旧
<p>第 13 条 (契約の解除)</p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>((1)～(2) 変更なし)</p> <p>(3)「証券総合取引約款」第 72 条の規定により同約款が解約されたとき。この場合は、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p>	<p>第 13 条 (契約の解除)</p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>((1)～(2) 省略)</p> <p>(3)「証券総合取引約款」第 71 条の規定により同約款が解約されたとき。この場合は、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p>
<p>第 15 条 (本約款における免責事項)</p> <p>お客様が第 12 条の変更手続きを怠ったこと、その他当社の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものといたします。</p>	<p>第 15 条 (本約款における免責事項)</p> <p>お客様が第 13 条の変更手続きを怠ったこと、その他当社の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものといたします。</p>
<p><u>附 則 (2023 年 1 月 27 日変更)</u></p> <p><u>この約款は、2023 年 1 月 27 日よりお客様とのお取引に適用します。</u></p>	<p>(新設)</p>

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

(下線部変更)

新	旧
<p>第 6 条 (契約の解除)</p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>((1)～(3) 変更なし)</p> <p>(4)「証券総合取引約款」第 72 条の規定により同約款が解約されたとき。この場合は、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p>	<p>第 6 条 (契約の解除)</p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>((1)～(3) 省略)</p> <p>(4)「証券総合取引約款」第 71 条の規定により同約款が解約されたとき。この場合は、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p>
<p><u>附 則 (2023 年 1 月 27 日変更)</u></p> <p><u>この約款は、2023 年 1 月 27 日よりお客様とのお取引に適用します。</u></p>	<p>(新設)</p>

特定管理口座保管委託約款

(下線部変更)

新	旧
<p>第7条 (契約の解除)</p> <p>1. 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>((1)～(3) 変更なし)</p> <p>(5)「証券総合取引約款」第72条の規定により同約款が解約されたとき。この場合は、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>2. (変更なし)</p>	<p>第7条 (契約の解除)</p> <p>1. 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>((1)～(4) 省略)</p> <p>(5)「証券総合取引約款」第71条の規定により同約款が解約されたとき。この場合は、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>2. (省略)</p>
<p><u>附 則 (2023年1月27日変更)</u></p> <p><u>この約款は、2023年1月27日よりお客様とのお取引に適用します。</u></p>	<p>(新設)</p>

米国株式店頭取引サービス取扱規約

(下線部変更)

新	旧
<p>第23条 (免責事項など)</p> <p>1. 次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、当社はその責を追わないものといたします。</p> <p>(1) お客様が入力されたパスワード等と当社が記録しているパスワード等が一致することを<u>相当の注意をもって確認した</u>うえで当社が受注した注文により発生した損失等。</p> <p>((2)～(4) 変更なし)</p> <p>2. (変更なし)</p>	<p>第23条 (免責事項など)</p> <p>1. 次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、当社はその責を追わないものといたします。</p> <p>(1) お客様が入力されたパスワード等と当社が記録しているパスワード等が一致することを確認したうえで当社が受注した注文により発生した損失等。</p> <p>((2)～(4) 省略)</p> <p>2. (省略)</p>
<p><u>附 則 (2023年1月27日一部改正)</u></p> <p><u>この約款は、2023年1月27日よりお客様とのお取引に適用します。</u></p>	<p>(新設)</p>

国内株式店頭取引サービス取扱規約

(下線部変更)

新	旧
<p>第 20 条 (免責事項など)</p> <p>1. 次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、当社はその責を追わないものといたします。</p> <p>(1) お客様が入力されたパスワード等と当社が記録しているパスワード等が一致することを<u>相当の注意をもって確認した</u>うえで当社が受注した注文により発生した損失等。</p> <p>((2)～(4) 変更なし)</p> <p>2. (変更なし)</p>	<p>第 20 条 (免責事項など)</p> <p>1. 次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、当社はその責を追わないものといたします。</p> <p>(1) お客様が入力されたパスワード等と当社が記録しているパスワード等が一致することを確認したうえで当社が受注した注文により発生した損失等。</p> <p>((2)～(4) 省略)</p> <p>2. (省略)</p>
<p><u>附 則 (2023 年 1 月 27 日一部改正)</u></p> <p><u>この約款は、2023 年 1 月 27 日よりお客様とのお取引に適用します。</u></p>	<p>(新設)</p>

情報提供サービス利用規約

(下線部変更)

新	旧
<p>第 4 条 (免責事項)</p> <p>当社および情報提供者は、次の事由のいずれかによりお客様または第三者に生じる損害については、その原因の如何を問わず、その責を負わないものといたします。</p> <p>(1) 各種情報の提供について、情報提供者は信頼性の維持に最大限努力しますが、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性等、内容を保証するものではなく、その各種情報を利用した結果、損失・損害<u>(当社または情報提供者の故意、重過失に起因するものではないものに限ります。)</u>を被った場合</p> <p>((2)～(7) 変更なし)</p>	<p>第 4 条 (免責事項)</p> <p>当社および情報提供者は、次の事由のいずれかによりお客様または第三者に生じる損害については、その原因の如何を問わず、その責を負わないものといたします。</p> <p>(1) 各種情報の提供について、情報提供者は信頼性の維持に最大限努力しますが、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性等、内容を保証するものではなく、その各種情報を利用した結果、損失・損害を被った場合</p> <p>((2)～(7) 省略)</p>
<p><u>附 則 (2023 年 1 月 27 日一部改正)</u></p> <p><u>この約款は、2023 年 1 月 27 日よりお客様とのお取引に適用します。</u></p>	<p>(新設)</p>

以上